

島根県障がい者差別解消支援地域協議会について

1 障害者差別解消法

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

2 障害者差別解消支援地域協議会（設置・運営指針より）

（1）設置の意義

国及び地方公共団体は、相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図る（法第14条）ものとされているが、全ての問題を最初に受け付けた機関だけで解決することが求められるものではない。

→ 各機関は相談の一時的な受け皿になり、自ら対応できない事案については、地域内の他の適切な機関に「つなぐ」ことが重要。複数の機関による連携が必要となる事案については、協議会で協議することが適当。

（2）設置の目的

地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織

3 島根県における協議会について（案）

島根県においては、関係機関が連携して障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的に、相談事例の蓄積が想定される行政機関で組織する協議会を設置する。

（1）所掌する事務

- ①障がいを理由とする差別を解消するために必要な情報を交換すること
- ②障がい者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと
- ③その他障がいを理由とする差別の解消に関連すること

(2) 構成機関

松江地方法務局人権擁護課、島根労働局職業安定部職業対策課

島根県障がい福祉課、島根県教育庁総務課・特別支援教育課、島根県警察本部警務課

出雲市健康福祉部福祉推進課

(3) 協議会と障がい者施策審議会との関係

協議会は、毎年度、その活動状況を「島根県障がい者施策審議会」へ報告する。これにより協議会の構成機関以外への障がい者差別解消にかかる施策全般に関する情報提供・意見聴取等の機会を確保する。

○ 島根県障がい者施策審議会 所掌事項 (障害者基本法第36条第1項に規定)

- ・ 県障がい者計画策定にあたって意見を述べること
- ・ 県における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること
- ・ 県における障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること

→ 構成機関以外の機関への情報提供等が必要な場合は、その都度参加を要請する。

4 協議会設置・運営について(案)

- ・ 年内に協議会設置
- ・ 毎年度初めに協議会を開催 → 施策審議会において報告
- ・ 個別に協議等の必要な事案が生じた場合は、随時開催